



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 1
○道路の供用開始	(道 路 課) 1
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止	(会計管理課) 1
公 告	
○令和4年二級建築士試験の実施	(建築指導課) 2
○令和4年木造建築士試験の実施	(") 2
○海岸法による所有者不明の船舶の措置	(港湾・海岸課) 2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	2
高知県労働委員会公告	
○労働委員会規則による決定書の写しの公示による交付(4件)	3
落札公告	
○落札者等の公告	(教育委員会事務局教育政策課) 4
正 誤	
○正誤(令3・9・17付け 告示ほか)	5

告 示

高知県告示第166号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年3月1日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
いのたんぼぼク 吾川郡いの町3864番地1 令3・12・31
リニック

高知県告示第167号

高知市横浜南町地区、室戸市吉良川町の一部地区、南国市三島及び十市の各一部地区、安芸郡北川村安倉、弘瀬及び菅ノ上の各一部地区、安芸郡芸西村和食の一部地区、高岡郡四万十町秋丸の一部地区並びに幡多郡黒潮町川奥及び伊田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 高知市
- (2) 南国市
- (3) 北川村
- (4) 芸西村
- (5) 四万十町
- (6) 黒潮町
- (7) 芸東森林組合

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 高知市横浜南町
令和元年度及び令和2年度
- (2) 南国市三島及び十市の各一部
令和元年度及び令和2年度
- (3) 安芸郡北川村安倉、弘瀬及び菅ノ上の各一部
平成28年度及び平成29年度
- (4) 安芸郡芸西村和食の一部
令和元年度及び令和2年度
- (5) 高岡郡四万十町秋丸の一部
平成27年度及び平成28年度
- (6) 幡多郡黒潮町川奥及び伊田の各一部
平成29年度から令和元年度まで
- (7) 室戸市吉良川町の一部
令和元年度及び令和2年度

3 成果の名称

- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 南国市地籍図及び地籍簿
- (3) 北川村地籍図及び地籍簿
- (4) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (5) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (6) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- (7) 室戸市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
令和4年3月1日

高知県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年3月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 安田東洋
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町与床字前島 461番1から 安芸郡安田町与床字本田島 326番地先まで	483	令和4年3月1日
安芸郡安田町与床字鳩岡山 798番11から 安芸郡安田町与床字鳩岡山 798番1まで	190	令和4年3月1日

高知県告示第169号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市北御座9番11号
株式会社ローソン高知
代表取締役 中村 暢男
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市大津字世々羅乙1807-1
ローソン高知大津店
- 3 廃止年月日
令和4年2月28日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月1日
高知県知事 濱田 省司

1 受験資格
受験資格を有する者は、令和4年7月2日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続
（1）受験申込みの受付期間及び受付時間
ア 受付期間
令和4年4月1日（金）から同月14日（木）まで
イ 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
（2）受験申込みの方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和4年4月6日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所
（1）試験の日時
ア 学科の試験
令和4年7月3日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
イ 設計製図の試験
令和4年9月11日（日）午前11時から午後4時まで
（2）試験の場所
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料
18,500円

5 合格者の発表日及び合格の通知
（1）合格者の発表日
ア 学科の試験の合格者
令和4年8月23日（火）（予定）
イ 設計製図の試験の合格者
令和4年12月1日（木）（予定）
（2）合格の通知
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合格の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試

験の成績を併せて通知する。

6 その他
（1）設計製図の試験の課題は、令和4年6月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
（2）受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

~~~~~

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月1日  
高知県知事 濱田 省司

1 受験資格  
受験資格を有する者は、令和4年7月23日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続  
（1）受験申込みの受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
令和4年4月1日（金）から同月14日（木）まで  
イ 受付時間  
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで  
（2）受験申込みの方法  
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和4年4月6日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所  
（1）試験の日時  
ア 学科の試験  
令和4年7月24日（日）午前10時10分から午後5時20分まで  
イ 設計製図の試験  
令和4年10月9日（日）午前11時から午後4時まで  
（2）試験の場所  
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料

18,500円

5 合格者の発表日及び合格の通知  
（1）合格者の発表日  
ア 学科の試験の合格者  
令和4年9月6日（火）（予定）  
イ 設計製図の試験の合格者  
令和4年12月1日（木）（予定）  
（2）合格の通知  
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合格の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他  
（1）設計製図の試験の課題は、令和4年6月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。  
（2）受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

~~~~~

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。

令和4年3月1日
海岸管理者
高知県知事 濱田 省司

1 船舶の放置されている場所並びに当該船舶の種類及び数
灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）

2 所有者の行うべき措置
船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。

3 海岸管理者の措置
海岸管理者は、船舶の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該船舶を除却させ、海岸法第12条第5項の規定により、当該船舶を保管するものとする。
なお、保管後に船舶の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該船舶の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月1日
高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「少年女性安全対策課」を「少年課 人身安全対策課」に改める。

第6条の2第2項及び第3項中「術科指導室」を「術科指導室、デジタル化人材育成室」に改める。

第10条第2項及び第3項中「照会センター」を「デジタル化推進室及び照会センター」に改める。

第12条第1項第4号中「、警察用船舶及び警察用航空機」を「及び警察用船舶」に改め、同条第2項及び第3項中「航空隊、」を削る。

第13条の見出しを「（少年課）」に改め、同条第1項中「少年女性安全対策課」を「少年課」に改め、同項第8号から第15号までを削り、同条第2項中「少年女性安全対策課」を「少年課」に改め、「及び人身安全対処室」を削り、同条第3項中「及び人身安全対処室」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（人身安全対策課）

第13条の2 人身安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行方不明者の発見活動に関すること。
- (2) 精神錯乱者、めいいてい者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (3) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (6) 児童虐待に関すること。
- (7) 高齢者虐待に関すること。
- (8) 障害者虐待に関すること。

第16条第2項及び第3項を削る。

第17条に次の2項を加える。

- 2 組織犯罪対策課に、特殊詐欺捜査室を置く。
- 3 特殊詐欺捜査室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第26条第1項第2号中「（警備第二課の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第27条第3号を削り、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 小型無人機等の飛行の禁止違反の取締りに関すること。

第27条に次の2項を加える。

- 2 警備第二課に、航空隊を置く。
- 3 航空隊の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第35条第3項中「生活安全部に」を「生活安全部に地域参事官及び」に改め、同条第4項を削る。

第38条第1項第1号オ中「術科指導官」を「術科指導官、デジタル化人材育成室長」に改め、同号ケ中「情報管理課に」を「情報管理課にデジタル化推進室長、」に改め、同項第2号イ中「、航空隊長」を削り、同号エ中「少年女性安全対策課」を「少年課」に改め、「、人身安全対処室長、児童虐待対策官」を削り、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 人身安全対策課に児童虐待対策官

第38条第1項第3号ウ中「、特殊詐欺捜査室長」を削り、同号エ中「企業対象暴力事犯指導官」を「企業対象暴力事犯指導官、特殊詐欺捜査室長」に改め、同項第5号イ中「警備第二課に」を「警備第二課に航空隊長、航空隊副隊長、」に改める。

第40条の見出し中「人身安全対処参事官、組織犯罪対策参事官」を「地域参事官、人身安全対処参事官」に改め、同条第1項中「人身安全対処参事官及び組織犯罪対策参事官」を「地域参事官及び人身安全対処参事官」に改め、同条第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 地域参事官は、上司の命を受け、地域に関する事務を掌理するほか特命事項を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第45条の2第3項中「受け」を「受け、課の所掌事務のうち」に改める。

第46条の2第1項中「術科指導官」を「術科指導官及びデジタル化人材育成室長」に改め、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 デジタル化人材育成室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、デジタル化の人材育成に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第50条第1項中「照会センター所長」を「デジタル化推進室長には警視又はこれに相当する一般職員を、照会センター所長」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 デジタル化推進室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、デジタル化の推進に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第52条第1項中「、航空隊長」を削り、同条第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第53条の見出し中「少年女性安全対策課」を「少年課」に改め、同条第1項中「、人身安全対処室長及び児童虐待対策官」を削り、同条第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、同条の次に次の1条を加える。

（人身安全対策課の職）

第53条の2 児童虐待対策官には、警視又は警部をもって充てる。

2 児童虐待対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、児童虐待対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第56条第1項中「及び特殊詐欺捜査室長」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第57条第1項中「及び企業対象暴力事犯指導官」を「、企業対象暴力事犯指導官及び特殊詐欺捜査室長」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 特殊詐欺捜査室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第61条第2項及び第4項中「受け」を「受け、課の所掌事務のうち」に改める。

第65条第1項中「警衛・警護対策官」を「航空隊長には警視を、航空隊副隊長には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、警衛・警護対策官」に、「、警部」を「警部」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 航空隊長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、航空隊に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3 航空隊副隊長は、上司の命を受け、航空隊に関する事務について航空隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第66条中「総務参事官」を「総務参事官、地域参事官」に改め、「、組織犯罪対策参事官」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第35条、第40条及び第66条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

労働委員会公告

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第49条第1項及び第2項の規定に基づき、同規則第33条第3項の規定により交付すべき次の書面は、高知県労働委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、令和4年3月15日をもって同項の規定による交付があったものとみなされます。

令和4年3月1日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴
<p>1 交付する書面 高労委昭和45年(不)第9号、高労委昭和46年(不)第1号及び高労委昭和51年(不)第1号不当労働行為救済申立事件の決定書の写し</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 住所及び氏名不明。ただし、亡松田富士(申立人亡松田光雄の相続人)の相続人</p> <p>~~~~~</p> <p>労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第49条第1項及び第2項の規定に基づき、同規則第33条第3項の規定により交付すべき次の書面は、高知県労働委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書面を受領しないときは、令和4年3月15日をもって同項の規定による交付があったものとみなされます。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p style="text-align: center;">高知県労働委員会会長 下元 敏晴</p> <p>1 交付する書面 高労委昭和45年(不)第11号及び高労委昭和51年(不)第2号不当労働行為救済申立事件の決定書の写し</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 住所及び氏名不明。ただし、亡町田増実の相続人</p> <p>~~~~~</p> <p>労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第49条第1項及び第2項の規定に基づき、同規則第33条第3項の規定により交付すべき次の書面は、高知県労働委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書面を受領しないときは、令和4年3月15日をもって同項の規定による交付があったものとみなされます。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p style="text-align: center;">高知県労働委員会会長 下元 敏晴</p> <p>1 交付する書面 高労委昭和51年(不)第7号不当労働行為救済申立事件の決定書の写し</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 住所及び氏名不明。ただし、亡松本亀男の相続人</p> <p>~~~~~</p> <p>労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第49条第1項及び第2項の規定に基づき、同規則第33条第3項の規定により交付すべき次の書面は、高知県労働委員会事務局において保</p>

<p>管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書面を受領しないときは、令和4年3月15日をもって同項の規定による交付があったものとみなされます。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p style="text-align: center;">高知県労働委員会会長 下元 敏晴</p> <p>1 交付する書面 高労委昭和51年(不)第8号不当労働行為救済申立事件の決定書の写し</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 住所及び氏名不明。ただし、亡平石照喜の相続人</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p style="text-align: center;">高知県教育長 伊藤 博明</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 マイクロソフトEESライセンス(M365 EDU A3 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr(AAA-73004)) 3,000ライセンス</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <p>3 落札者を決定した日 令和4年1月25日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号</p> <p>5 落札金額 月額 1,540,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 令和3年12月3日</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令3・9・17	号外74	○告示	10	中 (24・25)	<u>401-67-216</u>	<u>406-67-216</u>
令3・12・24	号外94	○告示	3	中 (13・14)	<u>大田(4)</u>	<u>大田(2)</u>
			20	中 (8・9)	<u>大田(4)</u>	<u>大田(2)</u>